



2 出産したとき (出産育児一時金ってなに?)

妊娠や出産をサポートするために、出産した方が加入している健康保険組合等から、一時金という形で分娩費用の一部が給付(出産育児一時金)されます。

手続き等が必要となる場合がありますので、詳しくは、ご加入の健康保険組合等にお問い合わせください。

◎ 出産育児一時金の概要

出産児1人(妊娠12週以上の死産・流産を含む。)につき42万円(ただし、産科医療保障制度登録外の医療機関での出産は40万4,000円)が支給されます。

なお、原則として出産育児一時金は、保険者から医療機関などに直接支払われる仕組み(直接支払い制度)になっています。

■ 保険者(市)へ申請が必要となる方

種類	対象者	申請場所/時間	申請に必要なもの
出産育児一時金	出産をした方 (※1) (※2)	【場所】 国保年金課 ☎ 82 - 2911 (内線 331~333) 【時間】 土・日・祝日を 除く毎日 (8:30~17:15)	<input type="checkbox"/> 出産した本人の国民健康保険証 <input type="checkbox"/> 世帯主の印かん(朱肉を使うもの) <input type="checkbox"/> 医療機関等からの領収・明細書 <input type="checkbox"/> 通帳(振込先がわかるもの) <input type="checkbox"/> 医療機関等から受け取った「直接支払制度利用確認書」



※1 鹿嶋市国民健康保険の被保険者で、かつ、次のいずれかに該当する場合に対象となります。

- 出産費用が、出産育児一時金の金額(金額は上記のとおり)に満たない。
- 直接支払制度を利用せず、出産費用を全額支払った。

※2 妊娠12週以上で死産・流産をした方も対象となります。ただし、医師の証明書が必要です。

■ 注意事項 (出産をした方が、以前、社会保険に加入していた場合)

出産をした方が鹿嶋市国民健康保険の被保険者であっても、下記に該当する場合は、**以前勤めていた会社の社会保険組合等(以下「社会保険」)から**出産育児一時金の給付を受けることができます。

社会保険から給付を受けた場合は、国民健康保険から給付は行いません。

なお、社会保険への申請については、以前勤めていた会社の社会保険にお問い合わせください。

《以前勤めていた会社の社会保険組合等から支給となる方》

1年以上の期間、社員・パートなどで社会保険に加入(保険証の表示が、被保険者または本人)し、かつ、離職後6か月以内に出産した方。

問合せ先

国保年金課(国保年金グループ)

TEL: 82 - 2911 (代表)

